

SOS ニュース

老齢年金の受給資格期間が短縮されます

無年金者の発生を抑えるために、平成29年8月1日より老齢年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます。これにより、老齢年金の受給を最初から諦めておられた方にも受給できる可能性が出てきました。

既に受給資格期間、即ち保険料納付済期間に保険料免除期間を加えた期間が10年以上で25年未満である年金受給開始年齢を過ぎた方には、黄色の封筒に入った年金請求書が送付されています。

ところで、受給資格期間に含まれるのは、前記の保険料納付済期間と保険料免除期間以外に合算対象期間（カラ期間）があります。この期間は、年金受給額に反映されないものの受給資格期間に含まれます。

合算対象期間（カラ期間）として例えば、

- ① 専業主婦や学生等が国民年金に強制加入になる前の任意加入の時期に任意加入しなかった期間
- ② 厚生年金保険加入期間のうち、20歳未満及び60歳以後の期間
- ③ 海外在住者で国民年金に任意加入しなかった期間

などが挙げられます。

これら合算対象期間に心当たりのある方は、是非お近くの年金事務所や市町村の国民年金課にご相談に行かれるとよいでしょう。

なお、受給資格期間が10年に満たないまま60歳を迎える方も年金を受給できる可能性があります。それは、最長70歳まで国民年金に任意加入し、保険料（今年度月額16,490円）を納める制度があるからです。「人生100年」も現実味を帯びる中、この制度の利用を考慮されてはいかがでしょうか。

以上

平成29年7月25日 社会保険労務部会 社会保険労務部会 青木 脩

* 無断転写禁止